

# 用語解説



## 用語解説

### \* 1 エンパワメント

社会的に差別や抑圧を受けている人々が、自らの主体性をもって、権限や権利を行使できるようになる過程。もとは「権利や権限を与える」という法律用語であったが、1960年代のアメリカにおける公民権運動などを通して、幅広く用いられるようになった。

福祉におけるエンパワメントとは、当事者が自ら抱える課題を主体的に解決しようとする力を発揮できるように支援していくこと。

### \* 2 協同実践

福祉教育が教育実践として大切にしている考え方。福祉教育の価値やねらいについて共有し、その実現に向けて様々な人たちが力を合わせていくこと。そのためには、福祉教育の実践を通して、何を伝えていくのか、その先にどんなまちづくりを目指すのか、そうした合意形成をしていく過程が欠かせない。協同とは Cooperation を意味する。“協同組合”で使われる「協同」である。これは志を1つにして力を合わせて物事を行うこと。

これらの考え方から、福祉教育実践では様々な人たちが目的を共有して実践をつくり出すということに力点をおいている。

### \* 3 ICF (国際生活機能分類)

障がいに関する国際的な分類としては、これまで、世界保健機関 (WHO) が 1980 年に「国際疾病分類 (ICD)」の補助として発表した「WHO 国際障害分類 (ICIDH)」が用いられてきた。WHO では、2001 年 5 月の第 54 回総会において、その改訂版として「ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health)」を採択した。

ICF は、人間の生活機能と障がいに関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障がいについて「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の 3 つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約 1,500 項目に分類されている。

これまでの ICIDH が、身体機能の障がいによる生活機能の障がい (社会的不利を分類するという考え方) が中心であったのに対し、ICF はこれらの環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。

ICF の視点を活かした福祉教育の例として、「障がい (変調又は病気) があるから〇〇できない…」というのではなく、「これがあつたら〇〇できるよね」「こうしたら〇〇できるよね」という視点で学びを深めていく形態などがある。

### \* 4 地域診断

ある一定の地域において、地域福祉プログラムを展開しようとする時、地域援助技術 (コミュニティワーク) の一環として地域調査を実施して、その地域の問題性を把握すること。

地域診断には広義と狭義の 2 つの意味がある。広義の地域診断とは、地域社会の中にどのような福祉問題が存在しているのかを正確に把握することである。そのための準備作業としては、「地域特性」すなわち気候や地理的条件、人口動態、産業構造、地域資源の整備状況、地域組織の活動状況、地域住民の意識・態度などを明確にし、地域の福祉問題の背景に何が

あるのか、またそれはなぜなのか踏まえながら、地域住民が抱える福祉問題について、様々な情報を基に判断していくことになる。

狭義の地域診断とは、広義の地域診断で把握された福祉問題の中から、何がニーズになるのかを判定し、それらをいかに解決するかを考えることである。

これからの「地域診断」は、地域福祉実践がそうであるように、利用者や地域住民などの主体的な参加に基づいて行われる必要がある。その意味で、利用者・地域住民などが、専門家と文字どおり対等・平等な関係のもとで、調査の企画から実施、そして評価というあらゆる局面に参加して調査を進めていく「参加型調査」のような技法も積極的に考えていくことが求められている。

#### \* 5 : 中間支援機能

地域で自主的な活動を行う、地域組織やボランティアグループ等に対して積極的な支援を行う機能。

雲南市のボランティアセンターが担う中間支援機能は次のとおり。

- ボランティア活動に関する啓発及び普及
- ボランティア活動に関する養成及び研修
- ボランティア活動に関する相談及び援助
- ボランティア活動に関する調査・研究及び情報提供
- その他目的達成に必要な事業

市内でも多様な活動組織・グループ等が生まれ活動している。これからのボランティアセンターには、多様化・複合化する地域課題の解決に向けて、個々の活動組織の強み(点)をゆるやかなネットワークづくりによってつなぎ(線)、単独ではできなかった新たな取り組み(面)を開発していく中間支援機能が求められている。(点⇒線⇒面への展開に向けた支援)

#### \* 6 : 赤い羽根うんなん手のひら募金

赤い羽根うんなん手のひら募金は、雲南市の支え合うまちづくりを担う、市内の「がんばる住民福祉活動団体」を応援する共同募金である。

「雲南市を良くしたい！」という思いをもった活動団体が、自らが行う福祉活動とその思いをケーブルテレビやチラシ、ホームページなどを通じて広く市内外の住民に伝え、活動団体のその思いと福祉活動に共感した住民が「ぜひ応援したい！」という思いを込めて募金を行うという仕組みとしている。

「雲南市のために…」という活動団体と寄付者、この2つの思いをつなぎ循環させていく、“お互いが幸せになれる募金”を目指して実施している。

#### \* 7 : 協働実践

協働とは Collaboration を意味する。福祉教育における“協働実践”に対して、この協働実践は対等の立場で協力して共に働くこと、それぞれの役割を明確にしてお互いが責任をもって責任を果たす、という対等性に力点をおく。

#### \* 8 : アウトリーチ

相談支援機関や施設などで、当事者が相談に来るのを待つばかりではなく、援助者自身が出向いて相談援助に当たること。

福祉課題があるにも関わらずその課題を認識していなかったり、相談に行くことをためらっていたりなど、接触が困難な人々に対して、援助者が積極的に出向いて生活課題の解決に向けて援助する方法である。

今日では、地域で孤立する人々への援助が課題となっており、より積極的なアウトリーチが必要となっている。

#### **\* 9 : 成年後見制度**

平成 11 (1999) 年の民法改正によって成立した法定後見制度及び「任意後見契約に関する法律」によって成立した任意後見制度の総称。判断能力が不十分になった場合の成年者を法的に代弁する支援制度。禁治産宣告制度に代わって、自己決定権の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションの達成という理念の下に法改正が行われた。

法定後見制度には、成年後見・保佐・補助という 3 類型がある。

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことである。

#### **\* 10 : ノーマライゼーション**

1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉理念の 1 つ。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会である、という考え方。

#### **\* 11 : 地域包括ケアシステム**

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、中学校区などの日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れめなく、有機的かつ一体的に提供される体制のことを言う。

平成 27 年度介護保険制度改正が目指す地域包括ケアシステムでは、その実現に向けて「住まいと住まい方」「生活支援・福祉サービス」「介護・医療・予防」「本人・家族の選択と心構え」という構成要素を重視している。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けて社会が担うべき役割分担を「自助」「互助」「共助」「公助」の 4 つの視点で整理し、これに基づく包括的な体制づくりを目指すこととしている。（4 つの役割分担の詳細は 29 ページを参照）

#### **\* 12 : 福祉コミュニティ**

一般的に用いられる地理的なコミュニティに対して、地域社会における共同生活を基盤としつつ、ハンディキャップ（社会的不利）を持つ階層の福祉追求を原点にサービス・施設の体系整備とともに、地域住民の福祉意識・態度の醸成を公私協働で図ろうとする機能的コミュニティのひとつ。

#### **\* 13 : 助けられ上手**

助け合いが始まるために不可欠なのが、助けられる側が上手に助ける側に働きかけ、助けを受けることである。誰もが何かしらの福祉問題を抱えている当事者でもある。しかし、近所や他者への遠慮などから助けを求めることなく問題を抱え込み、それが潜在化し重症化してしまうことなどが問題となっている。

助け合いとは、文字通り「助ける」と「助けられる」の2つが「合う」ことでこそ成り立つ。これまでの福祉活動推進プログラムは、助け合いの担い手としての「助け上手」の養成が先行しており、受け手としての「助けられ上手」の意識醸成への取り組みは進んでいない。助け上手をいくら増やしても、助けられ上手が増えないことには助け合いは広がっていかない。これからの地域福祉活動では、「助けられること」も大切な福祉活動としてその意識醸成を進めていく必要性が提起されている。

#### \* 14 : 人の幸

雲南市が取り組んでいる、うんなんブランド化プロジェクト「幸運なんです。雲南です。」における4つの幸(食・人・自然・歴史)の内の1つ。

そのブランドシンボルの中では、「親(ちか)しく交わされる笑顔、人の幸。」として掲げられている。

福祉活動計画では、これからの地域福祉の大切な視点である「社会的包摂」の基盤となる“地域の絆”を“人の幸”に重ね、地域福祉実践によるうんなんの幸づくりとしても、その取り組みを進めることとしている。

#### \* 15 : 社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)

社会福祉援助活動において活用される専門的援助技術の総称。方法の違いから、直接援助技術と間接援助技術に分類される。

社会生活上の困難を抱える人々に関わり、必要な制度やサービスの利用に結びつけたり、さらには家族や集団、地域などその人を取り巻く環境に働きかけながらその生活を支援していくための援助技術である。

#### \* 16 : ケアマネジメント

保健、医療、福祉などのニーズを持つ人々に、地域の中の様々なサービスを組み合わせて包括的に提供する方法。基本的な考えは、地域で提供されている様々な専門的サービスを利用者のニーズに合わせて一体的に提供することにある。そのためには多職種間の連携とともに、個々に提供されるサービスを包括的に調整する役割も必要になる。

#### \* 17 : ソーシャルサポートネットワーク

家族、ボランティア等のインフォーマル(公の制度外)な支援と公的機関等のフォーマル(制度的)な支援のネットワークを、ケアマネジメント等の方法を用いて意図的に促進し、多面的に要援護者の援助を図っていこうとするもの。

#### \* 18 : 地域を基盤としたソーシャルワーク

地域で展開する総合相談を実践概念とする、個人を地域で支えることと同時に個人を支える地域づくりを一体的に推進する実践理論の体系。本人の生活の場で展開する援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、ネットワークによる連携と協働等をその特質として内包する。

#### \* 19 : 社会的包摂

社会的排除(ソーシャル・エクスクルージョン)や社会的孤立等の社会問題に対しては、それと対抗する社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)が不可欠である。

これはノーマライゼーション理念の発展とも位置づけられる。障がい、失業、貧困、ホームレス等の状態にある人を、単に福祉制度やサービスの対象となる要援護者（社会の中の特別な存在）として捉えるのではなく、社会的なつながりのなかで孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現（自立）につながるよう、社会の構成として包み支え合うという考え方。

貧困・社会的排除問題の解決においては、社会参加、就労、教育といった方法による社会的包摂の取り組みが重要であり、社会の構成員として包み込み支え合うことで「つながり」「絆」の再構築を図る必要がある。

わが国では平成 12（2000）年に厚生省がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」がこの概念に注目した。

#### \* 20 : プラットフォーム

プラットフォームとは、共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場であり空間である。それはこれまで社協が取り組んできた、地域住民の組織化や関係者のネットワーク等の組織と同じように見える。しかし、その違いは、従来の組織化が「組織をつくり維持し、その使命遂行を目指す」のに対し、プラットフォームは「ある共通の目的の遂行を最優先にして柔軟につながる協働の場」と考えることである。

プラットフォームでは、共通の目的を達成するための集まりであることから、それぞれの組織や人が主体的に参加し、その専門性や得意分野を活かし合って、実質的な役割を担っていくこととなる。

#### \* 21 : コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活課題を抱える個々の相談支援をベースにしている（個別支援）、その人や家族の支援を地域の中で展開しつつ（地域生活支援）、さらには地域ぐるみの支援の仕組みをつくっていく（地域支援）という、地域を基盤としたソーシャルワークを実践するワーカー。

公の制度の縦割り構造や制度の狭間に伴う環境の改善や制度改革、施設の地域化や地域連携などを促す役割を持つ。また、地域社会の中で埋もれた福祉ニーズを発見し、福祉サービスの開発に先駆的に取り組んだりしている。

#### \* 22 : P D C A

Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価・検証）⇒ Action（改善）という 4 つの視点から事業を管理するフレームワーク（手順の考え方）。

一連のサイクル（循環過程）が終わったら、改善点を踏まえて再計画へのプロセス（過程）へ入り、次期も新たな P D C A サイクルを進める。

#### \* 23 : 地域支援事業

市町村による介護保険の被保険者への支援事業。市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防することと、要支援・要介護者になった場合でも可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、介護保険に関する費用の一部を用いて、地域支援事業を行っている。

平成 27 年度介護保険制度改正では、制度の見直しとして介護予防給付の地域支援事業への移行が予定されている。また、これに併せ、地域支援事業の充実を図るため、市町村による

新しい地域づくりを通じた生活支援・介護予防サービスの充実・増加を目指すこととされている。

**\* 24 : ピア・カウンセリング**

当事者が自らの体験に基づいて、同じ課題を抱える他の当事者の相談に応じ、問題の解決に向けて支援すること。同士カウンセリングともいう。

**\* 25 : セーフティーネット**

生活上の困難や貧困な状況となった時に生活を支える仕組みや制度のことを意味する。

第一のセーフティーネットとして社会保険制度が、第二のセーフティーネットとして低所得者対策が、そして生活保護制度は最後（第三）のセーフティーネットとして位置づけられている。

**\* 26 : パートナークシップ**

福祉のまちづくりなどの事業において、住民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係

**\* 27 : プロジェクトチーム**

特定の事業や計画などを実現するために組織される、事業実施上の実務集団のこと。

**【参考文献】**

- \* 社会福祉学習双書 2014 地域福祉論  
(2014年3月)『社会福祉学習双書』編集委員会 全国社会福祉協議会
- \* 社会福祉学習双書 2014 学びを深める福祉キーワード集  
(2014年3月)『社会福祉学習双書』編集委員会 全国社会福祉協議会
- \* 新 福祉教育実践ハンドブック  
(2014年3月)監修：上野谷加代子・原田正樹／協力：日本福祉教育・ボランティア学習学会 全国社会福祉協議会
- \* 五訂 社会福祉用語辞典  
(2010年3月)中央法規出版編集部 中央法規出版株式会社
- \* 福祉教育のために 『福祉教育の展開と地域福祉活動の推進』  
(2008年3月)社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター・福祉教育実践研究会
- \* 厚生労働省ホームページ 報道発表資料 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>  
「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」(日本語版)の厚生労働省ホームページ掲載について  
平成14年8月5日 社会・援護局障害保健福祉部企画課
- \* 雲南市ホームページ [http://www.co-unnan.jp/sachi\\_index.php](http://www.co-unnan.jp/sachi_index.php)  
幸運なんです。雲南です。 うんなんの幸です。 ブランド化プロジェクト ブランドシンボル  
雲南市



## 第 3 期 雲南市地域福祉活動計画

(平成 27 年度 ～ 平成 31 年度)

発行年月:平成 27 年 3 月

発行編集:社会福祉法人雲南市社会福祉協議会 地域福祉部

〒690-2404 島根県雲南市三刀屋町三刀屋 1212-3

TEL 0854-45-9888

FAX 0854-45-2211

E-mail unnan-shakyo@unnanshakyo.jp

URL <http://unnanshakyo.jp/>

